

日時：令和5年2月7日（水）14:00～16:00
場所：石川県地場産業振興センター（第10研修室）
オンライン配信（個別相談会は除く）



経済産業省
中部経済産業局



資料 1

令和5年度伝統的工芸品産業支援補助金 （災害復興事業）

説明会／個別相談会 in金沢

経済産業省 中部経済産業局 製造産業課

伝統的工芸品産業支援補助金（災害支援枠）

※既定予算の活用

（令和5年度予算 5.1億円の内数）

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

また、令和6年1月の能登半島地震により大きな被害を受けた地域の伝統的工芸品の事業者等に対し、伝統的工芸品製造に必要となる生産設備等の整備、原材料の確保に係る取組を支援することにより、被災地域における伝統的工芸品産業の早期の事業再開を促すことを目的とする。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。

また、激甚災害に指定された能登半島地震の影響を受ける被災4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき指定された伝統的工芸品を製造する事業者が実施する生産設備等整備事業、原材料確保事業の経費を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2
災害支援枠：3/4）



国指定伝統的工芸品の
製造協同組合等

- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業
- ・生産設備等整備事業
- ・原材料確保・試作品製作事業

等を実施

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

加えて、令和6年能登半島地震で被災した地域の伝統産業を支援し、迅速な事業再開を目指す。

補助金の概要（補助対象事業者）

補助対象者

補助対象者は、被災県において、伝産法に基づき指定された伝統的工芸品※1を製造する、又は伝統的工芸品産業の活性化を支援する以下の者であって、生産設備等が当該災害により被害を受けた者です。

- ①特定製造協同組合等※2並びにその構成員
- ②製造事業者※3及びそのグループ、製造協同組合等※4

※1石川県【10品目】:加賀友禅、九谷焼、輪島塗、山中漆器、金沢仏壇、七尾仏壇、金沢漆器、牛首紬、加賀繻、金沢箔

富山県【6品目】:高岡銅器、井波彫刻、高岡漆器、越中和紙、庄川挽物生地(材料)、越中福岡の菅笠

新潟県【16品目】:塩沢紬、小千谷縮、小千谷紬、村上木彫堆朱、本塩沢、加茂桐箆笥、新潟・白根仏壇、長岡仏壇、三条仏壇、燕鎚起銅器、十日町緋、十日町明石ちぢみ、越後与板打刃物、新潟漆器、羽越しな布、越後三条打刃物

福井県【7品目】:越前漆器、越前和紙、若狭めもの細工、若狭塗、越前打刃物、越前焼、越前箆笥

※2当該伝統的工芸品の製造地域において、その伝統的工芸品を製造する事業者が最も多く属している組合。

※3伝統的工芸品を製造する事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者にあたる者。

※4伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等のうち、特定製造協同組合等以外のもの。

国の指定する伝統的工芸品

経済産業大臣は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和四十九年法律第五十七号)に基づいて、「伝統的工芸品」として、以下の5つの要件に該当する工芸品を指定します。

- 一. 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二. その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三. 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四. 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五. 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

例：輪島塗の指定内容

■技術・技法

- 1 下地造りは、次の技術又は技法によること。
 - (1) 木地に生漆を塗付した後、「着せもの漆」を塗付した麻又は寒冷紗を用いて「布着せ」をすること。
 - (2) 生漆に米のり及び「輪島地の粉」を混ぜ合わせたものを塗付しては研ぎをすることを繰り返すこと。
- 2 上塗は、精製漆を用いて「花塗」又は「ろいろ塗」をすること。
- 3 加飾をする場合には、沈金又は蒔絵によること。
- 4 木地造りは、次のいずれかによること。
 - (1) 挽き物にあつては、ろくろ台及びろくろがんなを用いて成形すること。
 - (2) 板物又は曲げ物にあつては、「こくそ漆」を用いて成形すること。

■原材料

- 1 漆は、天然漆とすること。
- 2 木地は、ヒバ、ケヤキ、カツラ若しくはホオ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

■地域

輪島市

補助金の概要（補助率、補助対象経費）

補助上限額・補助率

1,000万円

（補助率 3/4 以内）

補助対象経費

①生産設備等整備事業

伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器・道具等※1の購入費※2及び修繕費※3

※1 塗師風呂、窯、ろくろ、刷毛、工具等。

※2 設置に係る費用を含む。

※3 ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。

②原材料確保・試作品製作事業

伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費※1 及び型等の試作・製作費
上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費

※1 災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。ただし、原材料は被災前 1 年間における使用量相当量以下に限る。

申請に必要な書類

① 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）事業計画書

ex)申請者の概要、事業内容（被災した設備等の状況など）、補助対象事業の内容（道具の購入もしくは修繕） など

② 組合、企業の概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料

（組合等）定款又は登記簿謄本（登記事項証明書）、直近事業年度の構成員の氏名

又は名称を記載した名簿、等団体の性質がわかる資料（写し可）

（企業等）資本関係、事業概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料（写し可）

③ 生産設備、原材料等の被害が把握できる次のいずれかの書面

・工房内の設備や道具、原材料の被害状況を撮影した写真数枚とそれぞれの写真の説明。

・被災した生産設備等にかかる罹災（被災）証明書など公的機関が発行したもの。

（被災した生産設備、原材料等の被害の状況が記載されていることが必要です。）

・被災したことが分かる書面の取得が難しい場合に、その理由とともに、生産設備・原材料の

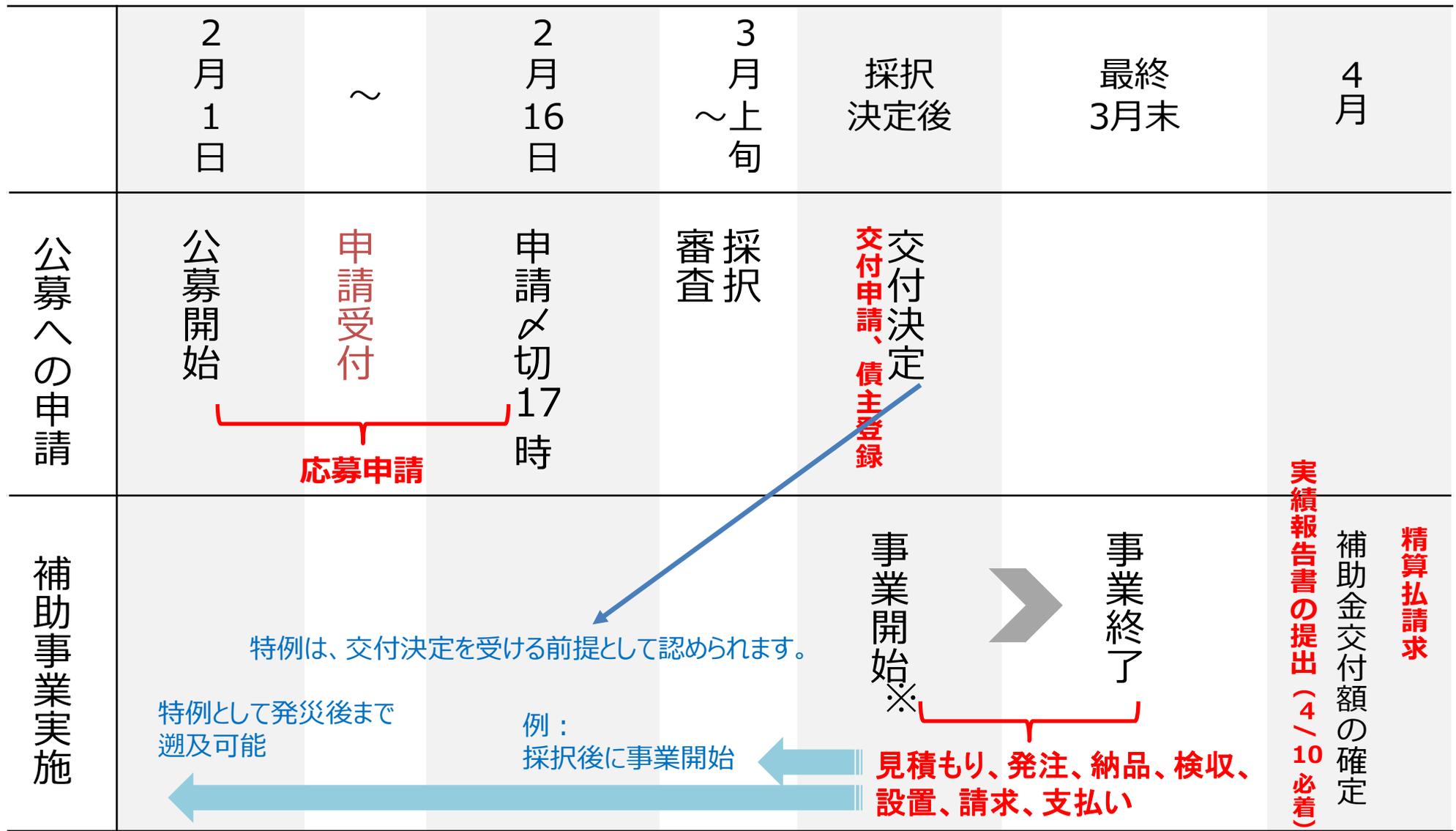
被災状況の申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入りの文書

④ （旅費や謝金が発生する場合）旅費、謝金等に係る規程。

スケジュール

★スケジュールが大変タイトです。

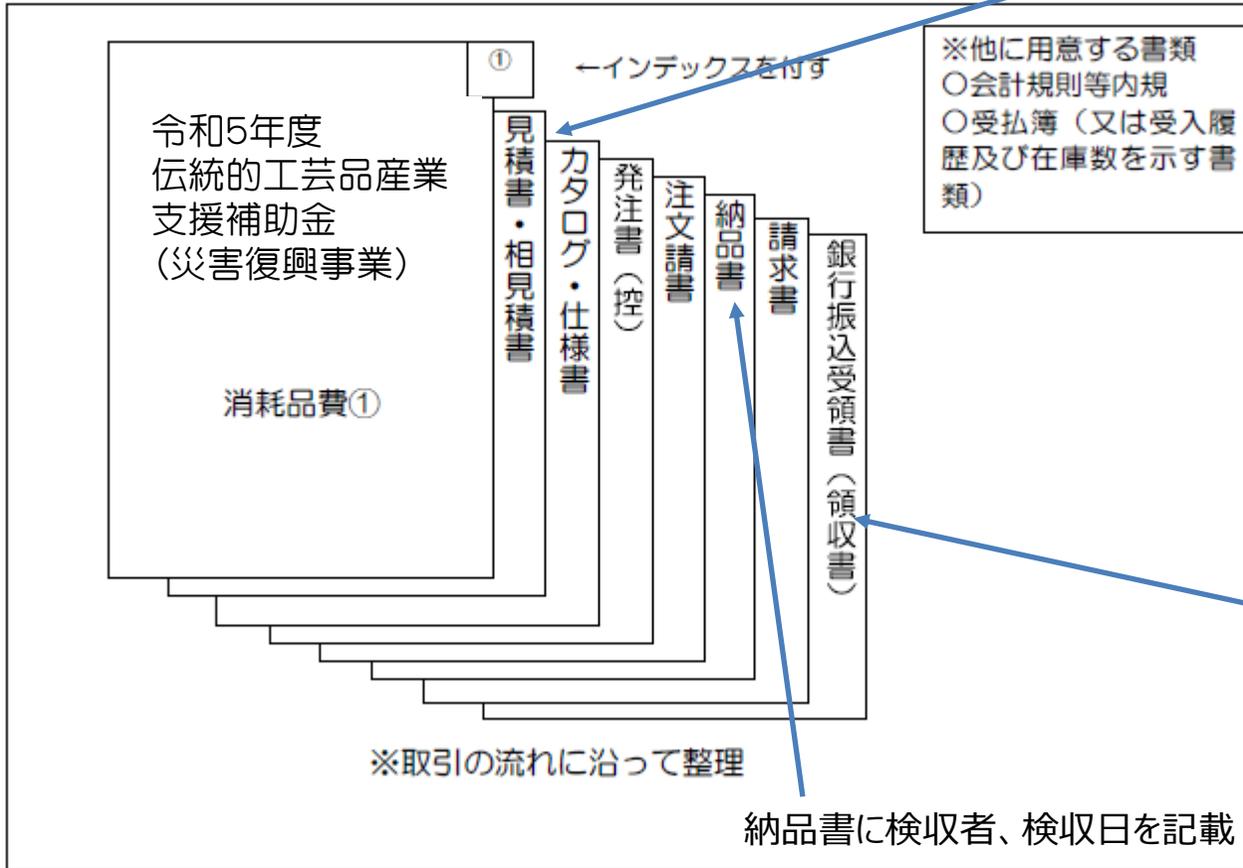
4月までの見通しを立てて計画的に実施してください。スケジュールが守られないと補助金対象経費から外れる、あるいは交付済み補助金の返還をする場合があります。ご注意ください。



※特例として、やむを得ない事由等により、発災から交付申請前又は交付決定通知を受ける前に発生した経費においても、補助対象経費に合致する場合に限り、補助対象として認めることができます。6

補助対象経費に係る証憑書類の保管の例 保存期間は事業終了後5年間です。

(参考) 消耗品費に関する書類のファイリング例



【見積書・相見積書】

- 経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。
- 相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
- インターネットやメール等により注文を行い、発注書を取っていない場合には、発注書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの、かつ日付が分かるようお願いします)を用意してください。

【支払い】

- 取引先への支払は補助事業者の名義で行ってください。
- 銀行振込受領書等により支払の事実(支払の相手方、支払日、支払額等)を明確にしてください。

<消耗品・原材料の受払簿について>

- 当該事業に必要な消耗品については、その用途を明らかにするため、購入時・納品時において、当該事業用に厳格に区分して管理することが重要です。
- 受払簿については、購入時に、材料の種別又は使用別に、受入年月日・受入数量等必要事項を記載します。使用の都度、使用年月日・使用数量、在庫数量等、必要事項を記載します。

よくある質問①

(問) 補助金の対象となる原材料・道具は、いつまでに購入する必要があるのか。

(答) **令和6年3月末**までに納品、支払を完了する必要があります。

(問) 被災状況の確認には、必ず「罹災（被災）証明書」又は写真等が必要になるのか。

(答) 生産設備・原材料の被災状況が把握できる資料の一例として「**罹災（被災）証明書**」や「**写真**」を必要書類として例示しています。

(問) 他の補助金との併用は可能か。

(答) **同一の補助対象経費**については、国等の**他の補助金との併用はできません**。なお、事業者の自己負担分を補填する目的で**自治体が独自に交付する補助金を併用することは妨げません**。

(問) 個人事業主は補助対象事業者となるのか。

(答) 会社（法人）だけでなく、**個人事業主も補助対象**となります。

よくある質問②

(問) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) 令和6年1月の能登半島地震により被災された**4県（石川県、新潟県、富山県、福井県）**内事業所であれば、地域や市町村の限定はなく、**県下全域が対象**となります。

(問) 購入する生産設備・原材料を複数者のグループで共有することを前提に、グループの代表者が所有者となって申請することはできるのか。

(答) 生産設備等の共有利用に係る補助金交付申請については、その**代表者が代表して補助対象者としての要件を満たす場合に申請することが可能**です。この場合、**代表者は共有者全員から申請を行うことの同意書が必要**となります。

(問) 導入する生産設備の設置、原材料、道具の購入等はいつまでに行えば良いか。

(答) 補助金交付決定後、**令和6年3月31日までに、発注、納品、検収、設置、請求、支払いが必要**です。**土日に振り込み作業を完了させられない金融機関を利用する際は、3月29日までに振り込みを完了させる必要**があります。

(問) 実績報告書はいつ提出するのか。

(答) 実績報告書の提出は**全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか**、早い日までに様式第8による報告書を所轄経済産業局長に提出してください。

「伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)」に関する 相談、申請サポートサービスのご案内

(一般財団法人伝統的工芸品振興協会事業)

相談、申請サポートは無料！

- 補助金の概要がわからない。どうやって申請していいのかわからないなどの相談から、応募申請・交付申請等にかかる具体的なサポートをします。
- 事業所等に伺っての対応はもちろんのこと、電話、メール、オンラインでの対応も可能です。

お問い合わせ先

(相談・申請サポートを行う担当者にご連絡ください。なお、ご自身の県担当に繋がらない場合は他県の担当対応いたしますので、ご連絡ください。)

石川県の場合・・・

●山崎 080 -3488 -5533 ●才上 090 -4827 -2702

新潟県の場合・・・

●京盛 090 -6718 -1250 ●野村 090 -7812 -2468

富山県の場合・・・

●高橋 070 -3885 -1126 ●磯山 080 -5696 -8347

福井県の場合・・・

●大嶋 090 -3234 -6092 ●増澤 080 -8731 -0427

サポートサービス窓口メールアドレス

support@kougei.or.jp

事業実施主体:一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会(担当:丸山)
(電話)03-5785-1001 (内線)4番

令和5年度「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）」に係る情報サイト

★最新情報が更新されますので申請前に必ずご確認ください！

<https://www.chubu.meti.go.jp/c31seizo/densan/20240201/20240201.html>

中部 伝統工芸 災害 検索

本文へ 局のご案内

文字サイズ: 小 標準 大 特大 サイト内検索:

トップページ 申請・届出 補助金・委託費 施策のご案内 イベント 入札・調達 統計・経済動向

トップページ > 施策のご案内 > 製造産業・ものづくり > 伝統的工芸品産業 > 令和5年度「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）」の公募について

令和5年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）の公募について

最終更新日: 令和6年2月5日

2/5 (月) 「4. 公募要領等」に概要資料(チラシ)と申請・実施にかかるQ&A集を追加しました

1. 事業目的・事業概要

本補助金制度は、令和6年能登半島地震により被災した被災県（石川県、新潟県、富山県及び福井県をいう。以下同じ。）において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき指定された伝統的工芸品の製造事業者等が、被災により影響を受けた場合に、事業再開のために必要な生産設備等の整備、原材料確保に係る取組に要する経費の一部を国が補助することにより、伝統的工芸品産業の復興に寄与することを目的としています。

2. 補助対象事業、補助率、補助上限額、補助対象者

補助対象事業

1. 生産設備等整備事業
2. 原材料確保・試作品製作事業

補助率、補助上限額

補助率: 3/4以内
補助上限額: 1,000万円

補助対象者

被災県において、伝産法に基づき指定された伝統的工芸品を製造する。

1. 特定製造協同組合等（※1）並びにその構成員
2. 製造事業者（※2）及びそのグループ、製造協同組合等（※



申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 標準 大 アクセシビリティ 関連支援ツール

ニュースリリース 会見・談話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省 について

令和6年能登半島地震に伴う被害について
経済産業省関連の被害・対応状況はこちらです。

注目ワード

- 令和6年能登半島地震に関連する被害・対応状況
- 齋藤大臣 令和6年 年頭所感
- 令和6年度概算要求・税制改正要望等
- 令和5年度補正予算
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと
- 必然のDX (METI Journal 12月政策特集)
- ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置
- 新型コロナウイルス対策
- 新卒採用
- 管理職採用
- キャリア (中途) 採用

令和6年能登半島地震に係る「経済産業省関連の支援策・特別措置等」はこちらからご覧になれます。

経済産業省のホームページ（トップページ）
<https://www.meti.go.jp/>



お問合せ先・申請窓口

組織名	所轄地域	担当窓口	所在地・TEL・メール
関東経済産業局	新潟	産業部 経営支援課 地域ブランド展開支援室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0332（直） メール： bzl-kanto-densan@meti.go.jp
中部経済産業局	石川 富山	産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-2724（直） メール： bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp
近畿経済産業局	福井	産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL：06-6966-6022（直） メール： bzl-kin-densan@meti.go.jp